

MSYS-40064-02	ヤマルーブ180 スーパーインジェクション&キャブクリーナー	株式会社アスカ		
SDS(安全データシート)	作成日	2011年9月8日	改定日	2015年7月18日
				第2版

1 製品及び会社情報

製品名	ヤマルーブ180 スーパーインジェクション&キャブクリーナー
製品コード	90793-40064
会社名	株式会社アスカ
住所	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 812-6-2-705
担当部門	品質保証本部
担当者	宮岡祐士
電話番号	078-974-6122(AM9:00-PM5:00、土日祝日当社指定休日を除く)
FAX番号	078-974-5303
緊急連絡の電話番号	078-974-6122(AM9:00-PM5:00、土日祝日当社指定休日を除く)
奨励用途及び使用上の制限	自動車、二輪車用キャブレター／フューエルインジェクションの汚れ落とし
整理番号	MSYS-40064-02

2 危険有害性の要約

GHS分類

・エアゾール	区分1
・皮膚腐食性/刺激性	区分2
・眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2
・生殖細胞変異原性	区分1
・発がん性	区分2
・生殖毒性	区分1
・特定標的臓器毒性－単回ばく露	区分1
	区分3
・特定標的臓器毒性－反復ばく露	区分1
・吸引性呼吸器有害性	区分1
・水性環境有害性、短期間(急性)	区分3
その他の項目は、「分類対象外」もしくは「分類できない」に該当	

GHSラベル要素

シンボル

- ・ 炎
- ・ 健康有害性
- ・ 感嘆符



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- ・ 極めて可燃性／引火性の高いエアゾール
- ・ 高压容器: 熱すると破裂のおそれ
- ・ 皮膚刺激
- ・ 強い目刺激
- ・ 遺伝性疾患のおそれ
- ・ 発がんのおそれの疑い
- ・ 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- ・ 臓器の障害
- ・ 呼吸器への刺激のおそれ
- ・ 眠気またはめまいのおそれ
- ・ 長期にわたる、または反復暴露による臓器への障害
- ・ 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- ・ 水生生物に有害

MSYS-40064-02	ヤマルブ180 スーパーインジェクション&キャブクリーナー	株式会社アスカ		
SDS(安全データシート)	作成日 2011年9月8日	改定日	2015年7月18日	第2版

3 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分名/化学名	含有量 (wt%)	CAS No.	化学式	化審法No.	安衛法No. 通知対象物質	PRTR法No.	毒劇物 該非
トルエン	14.94	108-88-3	C6H5CH3	(3)-2	407	1種300	該当※
セロソルブ	2.49	110-80-5	CH3CH2O CH2CH2OH	(2)-411	77	1種57	非該当
メチルエチルケトン	10~15	78-93-3	CH3COCH2HC3	(2)-542	570	非該当	該当※
エタノール	5~10	64-17-5	C2H5OH	(2)-202	61	非該当	非該当
イソプロピルアルコール	1~5	67-63-0	(CH3)2CHOH	(2)-207	494	非該当	非該当
メチルイソブチルケトン	1~5	108-10-1	CH3CO CH2CH(CH3)2	(2)-542	569	非該当	非該当
イソオクタン	1~5	540-84-1	CH3C(CH3)2 CH2CH(CH3)2	(2)-8	115	非該当	非該当
プロピルアルコール	<1	71-23-8	CH3(CH2)2OH	(2)-207	494	非該当	非該当
メタノール	<1	67-56-1	CH3OH	(2)-201	560	非該当	該当※
LPG	40~60	74-98-6 75-28-5 106-97-8	C3H8 C4H10	(2)-3 (2)-4	482 (ブタン)	非該当	非該当

化審法No.: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)官報公示整理番号

安衛法No.: 労働安全衛生法(安衛法)第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

PRTR法No.: 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)対象化学物質の政令番号

毒物劇物取締法 毒物及び劇物取締法の別表一(毒物)、別表二(劇物)、別表三(特定毒物)毒物及び劇物指定制

4 応急処置

吸入した場合

蒸気、ガスなどを大量に吸い込んだ場合には、直ちに新鮮な空気のある場所へ移動させ、安静にし、必要に応じて医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

大量の水及び石鹸又は皮膚用洗剤を使用して十分に洗い落とすこと。
外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、直ちに医師の診断を受けること。

目に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で、15分以上洗浄する。瞼の裏まで完全に洗うこと。
コンタクトレンズを着用し、容易にとれる場合は、コンタクトレンズをはずし、更に洗浄を続ける。
できるだけ速く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

吐かせずに、医師の診断を受ける。
口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

MSYS-40064-02	ヤマループ180 スーパーインジェクション&キャブクリーナー	株式会社アスカ		
SDS(安全データシート)	作成日	2011年9月8日	改定日	2015年7月18日
				第2版

5 火災時の措置

消火剤

炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂
水を消火に用いてはならない

特有の消火方法

可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際には保護手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用する。
屋内で漏洩した場合は十分に換気を行うこと。
風上から作業し、風下の人を退避させる。
着火した場合に備えて、消火用機材を準備する。

環境に対する注意事項

流出した製品が河川等に排出され、環境へ流出しないように注意する。

除去方法

漏出物を密閉できる空容器に可能な限り回収する。
回収後の少量の残留分は、土砂(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。
少量の場合、おがくず、ウエス、砂等を用いて吸着させて、密閉できる空容器に回収する。

7 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策

温度40℃以上の所では取扱わないこと。
温度40℃以上に暖めないこと。
長時間噴射させないこと。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。

局所排気・全体排気

局所排気内、または全体換気のある場所で取扱う。

安全取り扱い注意事項

保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する
作業場内での飲食、喫煙は絶対にしてはならない。
使用後はよく手を洗うこと

保管

技術的対策

適切な保管条件

温度40℃以上になる所に保管しないこと。
水分や湿気の多い所に保管すると容器を腐食させて爆発の恐れがあるので注意すること。
通気の良い場所に保管すること。
子供の手の届かない所に、施錠して保管すること。

MSYS-40064-02	ヤマルブ180 スーパーインジェクション&キャブクリーナー	株式会社アスカ		
SDS(安全データシート)	作成日	2011年9月8日	改定日	2015年7月18日
				第2版

8 暴露防止及び保護措置

設備対策

局所排気装置、全体換気の設備を使用する。

許容濃度

成分名	管理濃度	許容濃度 (日本産業衛生学会)	許容濃度 (ACGIH)
トルエン	20ppm	50ppm	50ppm
メチルエチルケトン	200ppm	200ppm	200ppm
エタノール	未設定	未設定	1000ppm
イソプロピルアルコール	200ppm	400ppm	200ppm
メチルイソブチルケトン	50ppm	50ppm	50ppm
セロソルブ	5ppm	5ppm	5ppm
イソオクタン	未設定	未設定	未設定
ノルマルプロピルアルコール	未設定	未設定	100ppm
メタノール	200ppm	200ppm	200ppm
LPG	未設定	未設定	1000ppm

保護具

呼吸器用の保護具

必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を使用する。

目および皮膚の保護具

必要に応じて、保護眼鏡、保護手袋、防毒マスク等の適切な保護具を着用する

9 物理的及び化学的性質

	【原液】	【噴射剤】
外観・形状	液体	液体(加圧時)
色	無色透明	無色透明
臭い	溶剤臭	無臭
沸点範囲	>80°C (推定値)	>-42°C (推定値)
引火点	-7°C	>-104°C (推定値)
発火点	データなし (推定値)	>400°C (推定値)
爆発限界	データなし (推定値)	1.5~9.5vol% (推定値)
密度(比重)	0.7~0.9	0.5~0.6
溶解性	水に不溶	水に不溶

10 安定性及び反応性

安定性

通常の条件では安定

反応性

強酸化剤と接触すると激しく反応する。

MSYS-40064-02	ヤマルーブ180 スーパーインジェクション&キャブクリーナー	株式会社アスカ			
SDS(安全データシート)	作成日 2011年9月8日	改定日 2015年7月18日	第2版		

11 有害性情報

成分名	LD50M	LD50S	皮	眼	呼	変	発	生	単			反		吸	環境	
									1	2	3	1	2		短	長
トルエン	5	-	2	2	-	-	-	-	1A	1	-	3	1	1	2	-
セロソルブ	5	5	3	2	-	-	-	1B	1	-	-	1	-	-	-	-
メチルエチルケトン	5	-	2	2	-	-	-	-	1	2	3	1	-	2	-	-
エタノール	-	-	-	2B	-	-	-	1A	-	-	3	1	-	-	-	-
イソプロピルアルコール	5	5	-	2	-	-	-	2	1	-	3	-	2	2	-	-
メチルイソブチルケトン	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	2	-	-
イソオクタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルマルプロピルアルコール	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	3	-	-	-	-	-
メタノール	4	-	-	2A	-	-	-	1B	1	-	3	1	-	-	-	-

略記号:

LD50M: 経口(主としてラット) LD50S: 経皮(主としてラット)

皮: 皮膚腐食性・刺激性 眼: 眼に対する重篤な損傷・刺激性 呼: 呼吸器感作性または皮膚感作性

変: 生殖細胞変異原性 発: 発がん性 生: 生殖毒性

単: 特定臓器・全身毒性-単回暴露 反: 特定臓器・全身毒性-反復暴露

吸: 吸引呼吸器有害性

短: 水性環境有害性、短期間(急性) 長: 水性環境有害性、長期間(慢性)

12 環境影響情報

11.有害性情報にあわせて記載している。

13 廃棄上の注意

残余廃棄物

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さないこと。

排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。

(適切な処置を講じたとき以外は)環境への放出を避ける。

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄する。

汚染容器・包装

廃棄する際は、中身を使い切ってから火気のない戸外でボタンを押し、ガスが完全になくなってから捨てる。内容物や容器を廃棄する際は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄業者に業務委託すること。

個人で使用の際は、中身を使い切ってから火気のない屋外で噴射音が消えるまでボタンを押し、ガスを完全に抜いてから地域の法令に従って処理して下さい。

14 輸送上の注意

国際規制

国連分類	クラス2.1(高圧ガス)
国連番号	1950(エアゾール)
指針番号	126

国内規制

陸上輸送

消防法、危険物の規制に関する規格などの輸送について定めるところに従う。

容器表示

第四類 第一石油類 危険等級 II 火気厳禁
容量 72 mL

積載方法

運搬時の積み重ね高さは3m以下

混載禁止

第一類及び第六類の危険物

海上輸送

船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送

航空法に定めるところに従う。

MSYS-40064-02	ヤマルブ [®] 180 スーパーインジェクション&キャブクリーナー	株式会社アスカ		
SDS(安全データシート)	作成日	2011年9月8日	改定日	2015年7月18日
				第2版

輸送の特定の安全対策及び条件

容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、破損がないように取扱い、荷崩れの防止を確実に行う。

15 適用法令

高圧ガス保安法		該当せず
消防法	法第2条第7項危険物別表第1	第四類第一石油類
毒物及び劇物取締法	法第2条別表第1、別表第2、別表第3	該当せず
労働安全衛生法	法57条第1項(表示対象物質)	イソプロピルアルコール、セロソルブ [®] 、トルエン、 メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン
	法57条の2第1項(通知対象物質)	3.組成、成分情報に記載
	施行令別表第1危険物	引火性の物
	施行令別表第3特定化学物質	メチルイソブチルケトン
	施行令別表第6の2有機溶剤	第二種有機溶剤
化学物質排出把握管理促進法	施工令別表第1第1種指定化学物質	トルエン、エチルセルソルブ [®]
	施工令別表第2第2種指定化学物質	該当せず

16 その他の情報(引用文献)

引用文献

JIS Z 7253:2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法
 -ラベル,作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

産業中毒便覧 (医歯薬出版株式会社)
 16112の化学商品 (化学工業日報社)
 危険物船舶運送及び貯蔵規則(海文堂)
 GHS分類結果データベース(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)
 原材料MSDS

※この安全データシートは日本国内向けに作成したものですので、無断での翻訳・海外への交付はご遠慮ください。

製品を海外に輸出する場合には、仕向け国の法令・規制について事前にご確認ください。

※この情報は、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考として、取扱う事業者に提供されるものです。

※記載内容は現時点で入手できる資料および情報に基づき作成しております。新しい知見および試験情報等により

改正されることがあります。

取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ず